

令和5年10月から
ごみの分別区分が一部

変更 になります！

変更点

- ①「ゴム製品」、「革製品」、「木製品」を
「もやせるごみ」に変更します。
- ②「プラスチック製カード類」、「ビデオテープ」、
「カセットテープ」、「レコード盤」を
「プラスチック類」に変更します。

令和5年10月1日から

もやせるごみ

品目例

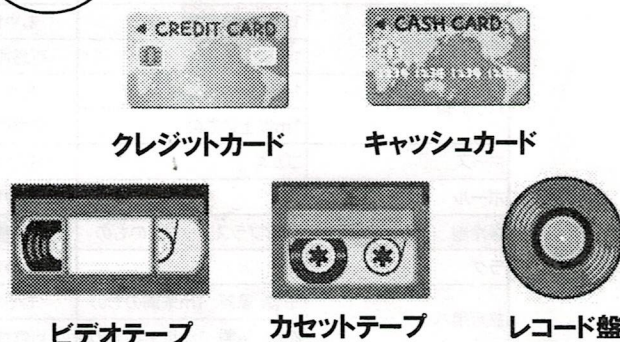


※金属がないものに限り、金属を取ることができないものは、無理に外す必要はありません。これまでどおり「雑貨品・小型廃家電類」で出してください。

令和5年10月1日から

プラスチック類

品目例



※ビデオテープ、カセットテープは合わせて指定袋 1 袋あたり3本まで出せます。

【お問い合わせ先】 山形市環境部ごみ減量推進課分別収集係 023-641-1212 内線 694・686

裏面もご覧ください。

ごみ分別区分変更品目例

令和5年10月から分別区分が変更になるごみの品目例を掲載しています。

品目		区分	自己搬入先	備考	
雨具(カッパ)	ゴム製	もやせるごみ	エネルギー回収施設 (立谷川・川口)	金属がないもの	
衣装ケース 紙製		もやせるごみ			
ウェットスーツ	1m未満のもの	もやせるごみ			
	1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
うきわ	ゴム製	もやせるごみ			プラスチック製の場合はプラスチック類
うちわ	プラスチック+紙製	もやせるごみ			プラスチック製の場合はプラスチック類
カーマット	1m未満のもの	もやせるごみ			
	1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
かばん		もやせるごみ			金属がないもの
革靴		もやせるごみ			金属がないもの
くつ		もやせるごみ			金属がないもの
グローブ	革製	もやせるごみ			
下駄		もやせるごみ			
玄関泥落としマット	1m未満のもの	もやせるごみ			金属がないもの
	1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
玄関マット	1m未満のもの	もやせるごみ			
	1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
ゴム手袋		もやせるごみ			
ゴムバンド類		もやせるごみ			
ゴルフボール		もやせるごみ			
ゴムマット	1m未満のもの	もやせるごみ			
	1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
サンダル		もやせるごみ			
じゅうたん	1m未満のもの	もやせるごみ			
	1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
ズック靴	スニーカーを含む	もやせるごみ			金属がないもの
ズック袋		もやせるごみ			
スノーマット(自家用車用)	1m未満のもの	もやせるごみ			
	1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
草履		もやせるごみ			
スパイクシューズ		もやせるごみ			金属がないもの
スリッパ		もやせるごみ			
ソフトボール		もやせるごみ			
長靴		もやせるごみ			金属がないもの
バスマット	1m未満のもの	もやせるごみ			
	1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
バッグ類	1m未満のもの	もやせるごみ			金属がないもの
	1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
ホース	ゴム製	もやせるごみ			1m未満に切って出す
ボール		もやせるごみ			
保冷剤	硬質プラスチック製のもの	もやせるごみ			
ラグ		もやせるごみ			
旅行用バッグ	布製、革製 1m未満のもの	もやせるごみ		金属がないもの	
	布製、革製 1m以上のもの	可燃性粗大ごみ			
雨具(カッパ)	ビニール(プラスチック)製	プラスチック類			
カード類	プラスチック製	プラスチック類			
キャッシュカード		プラスチック類			
クレジットカード		プラスチック類			
ビデオテープ		プラスチック類		合わせて1袋あたり3本まで	
カセットテープ		プラスチック類			
レコード盤		プラスチック類			

※「ゴム製品」、「革製品」、「木製品」であっても袋に入らない60cmを超え、1m未満のものは雑貨品・小型廃家電類です。